

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		さいたま都市計画高度地区に定める制限の緩和に係る認定
根拠条例・規則名		さいたま都市計画高度地区
条 項		さいたま都市計画高度地区計画書第2項(1)
所 管 部 課		都市計画部 都市計画課 (電話: 048-829-1403)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	さいたま都市計画高度地区に関する運用基準(平成25年8月1日から運用)
	設定等年月日	平成25年8月1日設定
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	30日(ただし、申請に必要な手数料の納付が確認できた日からの日数とする。)
	設定等年月日	平成25年8月1日設定
備 考		